

此語を流布したのは、唐の玄奘以後のことであるに相違ない。而して我邦に之を傳へたのは恐らく弘法大師を以て始めとなすべきであらう。

附記——余輩が此小篇を起稿するに當り、尙ほ獨逸のヤコビ教授が一九二一年 Sitz. K. Preuss. Akad. に掲載せる (Kautilya 又は Kanilya の作と稱せらるゝ Arthashastra 中に China の語の顯はるゝを以て、印度人は、紀元前四世紀以前既に之を知つて居たといふことを發表せられたといふ) 論文を見るを得なかつたのは余輩の最も遺憾とする所である。で之に關する是非の批評は本文中には一切之を遠慮した。而して Kautilya 又は Kan-

日明貿易の發展につきて (下)

是は孔雀王朝の始祖にして亞歷山大王と同時在世のチャンドラグプタ王の宰相であつたと傳ふ。しかし此 Chaṇakya 其物に就いては既に多少の疑問がある。果してそれが眞にチャンドラグプタ王の宰相の手に成れるものが假令ひ又彼が作る所であるとしても、其中後世の撻入修正がないであらうか。此等の問題に關しては古來既に學者の間に多少の異説もあるのであるから、其中に支那人のこゝがあつたとしても、それは直ちに以て當時既に印度人の知る所であつたといふ確實なる證據とはならぬのである。

文學博士 三浦周行

二 時代區分の根據(續)

然らば大名船は如何であつたらう。遣明船を出だす程の大名はもとより領土も廣く、資産も裕か

であつたに相違ない。日本國王の名に於て贈られた所謂進物も、納錢方御倉の外に、主なる諸大名の進獻に係るものが多く、幕府の遣明船にも其武

器等を託して居る。彼等は又一人で遣明の船を出だすの外、數人の合資に依つても出だして居た。

さりとて此場合、彼等の出資が全部彼等の手から出でたとするは早計である。寶徳三年の遣明船に於て、大友氏は其六號船を出だして居るが、臥雲日件録の筆者周鳳が、大友氏の善政として、芳瑞西堂から聞いたところに據ると、去年明に渡つた船が歸國した時、大友氏は先づ諸商人をして輸入品の價格を定めて其一割の抽分錢を納めさせたが恬淡寡欲である爲め、例へば一貫文を出だすべきところには三百文を減じ、十貫文を出だすべきところには、三貫文を減じて受取ることにしたといふのである。(臥雲日件録享徳四年正月五日條)。

これ疑もなく、諸商人が自己の商品を大友氏の貨物として、其船に託して明に送り、貿易の行はれた後に精算を行つて抽分錢を納め、これを以て大友氏の収益としたのである。此點に於ては、將軍

が、土倉の出資を受けて、所謂公方船の歸朝後辨濟したものと大差はなかつた。

次に神社船は如何であつたらう。遣明船に加はるべき神社の選定について、栢原氏は、幕府の歸依深き寺院で、造營の資を得んとするものに限られたが、必ずしも造營の目的のみでなかつたことは既に説いた通りで、寧ろ出資者としてふさはしき資産に富んだものを以て、其資格の要件としたと見るべきであらう。明に船を出だす程の神社が皆裕福であつたことは言ふ迄もあるまい。將軍の進物を献上したものは、寺院の中にもあつた。而かもそれらの神社も、これに要する特別の經費は當時の慣例として、寺社領の人民に賦課したやうである。例へば、奈良興福寺の大乗院は永享四年の遣明船に始めて参加を許されて四號船を出だした次いで同六年の遣明船にも加はつて居るが、是時大乗院領四十八箇所の土民が渡唐段錢の事に依つ

て蜂起して居る。(大乘院日記目錄永享六年十一月十一日條)所謂渡唐段錢とは同院が明へ渡航する船を出だすについて、これに要する經費を寺領の段別に賦課したのを寺領の人民が不合理としてこれに反抗し一揆を起したものである。思ふに此種の負擔の轉嫁は、大名領地の場合と雖ども、恐らく免れなかつた事であらう。

寺院が此臨時の經費に充つべき収益を拈出する爲めには他の方法もあつた。例へば天龍寺は寶徳三年に三艘の遣明船を出して居るが、臥雲日伴錄(享徳四年正月五日條)には又曇芳西堂の談として次の如き記事を載せて居る。

又話、天龍會□爲渡唐煩費、自公府賜公帖者百六矣、故關西諸僧、自上座而位于諸山、十利五山者、不爲少焉、就中豐萬壽寺中亦有五山長老、以百十七貫賣南禪寺公帖、而將開齋筵、因着紫衣時、大友命曰、五山十刹而五山長老居于此、某以爲不宜、何況五山上南禪寺

前住乎、若欲位于南禪、則不可此寺中、彼長老不得南禪位、遂居于本位耳、予謂彼買公文爲長老者、自以爲得、然不覺識者嗤咲、則豈非一生槐耶、此漢雖失百十七貫、而差免人嗤、則却非有得。

文中の公帖とは五山十刹諸山の長老となるについて將軍から賜はる允許狀であつて、天龍寺は其下附を受けた後、これを賣出して、渡明船の資金に充てたものである。併しそればかりではもとより充分でなかつたから、商人の商品を其船に載せて貿易を行はせ、歸朝の後に抽分錢を徴することもした。鹿苑日錄(明應八年八月六日條)に、金溪和尚の談として、「天龍寺船歸朝之時、於鹿苑有抽分也、于時院主則竺雲和尚也、所謂抽分錢者、荷物日本之直、有博物之人而定其直、以其十分一納之於寺也」といつて居るのがそれである。此點に於ては、大名船の場合と毫も異るところがない而して同一の事情は、又天龍寺以外の場合にも見

られたことであらう。

されば將軍は財政の窮乏から、大名、寺社、乃至豪商の出資を求めて、これに進貢船進物の名を興へ、其名に於てのみ得らるゝ有利な貿易に従事させた後、坐ながら多大の利益を収めやうとしたものである。所謂公方船も實は商人の出資に待つことが多かつたのであるから、公方船がなくなつて、大名船、寺社船丈となつたとしても、其根本方針に於ては、些の變化はなかつた。而して大名も寺社も、其收益本位の點に於ては、縦し程度に多少の相違こそあつたれ、大體將軍と同様であつたが、自己の名に於ては、到底得難き便宜があつた爲めに、彼等も亦商人の援助に依つて、船舶貨物を調達し、競て其選に入らうとしたのである。商人は種々の保護を受け得られた爲めに、出資者たることを甘んじたが、就中海上に於ける警衛は最も彼等を喜ばせた事であらう。

然るに此種の遣明船は、寶徳三年のそれを以て終りを告げ、寛正六年からは、更に面目を改めた遣明船の派遣となつた。それがやがて其前後を以て一期を畫することに理由附けて居る。故にこれから私は更に進んで寛正六年以後の幕府の遣明船と以前のそれとの間に存する主なる相違點を檢討することゝしたい。

三 前後の相違點

第一に日本側から見て、從來の收益本位の外、我國内の政治的意味の加味されて來たことを擧ぐべきであらう。寛正六年の遣明船は、第一號船を公方船とし、第二號船を細川船とし、第三號船を大内船として、其八月に兵庫を出帆したのであるが、博多に一年餘も滞在したのと、海上暴風に遭うて難破したのとで、漸く應仁二年(五月)に寧波に入港した(戊子入明記及び明史日本傳に據る、島隱集には、應仁元年に入港し、同二年正月には、

北京で拜賀の禮に列したとある。然るに此間、本國では彼應仁の亂が勃發したが、此一大内亂は、ゆくりなくも幕府の對明貿易に、深刻なる影響を與へた。室町の幕府を中心として東西兩軍に分れた此内亂に、細川勝元は東軍の總帥として、天皇上皇及び將軍を奉じて居たから、番に名分の正しかつたばかりでなく、兵力からいつても、初めは山名宗全の率ゐた西軍に比して優勢であつたが、

やがて大内政弘が河野通春と共に、二萬の大軍を率ゐて西軍に加つてからは、西軍の兵勢が頓に揚り、大内氏は其重鎮となつたのである。此事實は幕府と大内氏との陰離ともなれば、又細川氏と大内氏との反目ともなつた。其後、文明九年に漸く東西兩軍の間に、講和が成立つて、大内氏は無事に其本國に歸還することが出来たものゝ、一旦生じた罅隙は、永く累をなして、機會のある毎に、事端を紛糾させて居る。幕府の遣明船が、幕府、

細川氏對大内氏の間、に爭奪の渦を卷くことゝなつたのも、其一つの現れに外ならぬ。又幕府の權臣たる伊勢氏が、其地位を利用して他を排斥し、みづから遣明船を出ださうとしたことにも、多少の政治的意味が含まれて居つたといへやう。而して是等は何れも國內問題に止まつて居たとはいへ、是迄の對明外交及び貿易に見ることを得ない新現象の一つであつた。

第二は日明貿易の上に、大内氏の勢力の加はつたことである。大内氏は前期に於ても、一度其船を出だしたことはあるが、寛正六年の遣明船には幕府が所謂公方様商賣物の不足を補はんが爲めに銅を購入する經費に充てると稱して、十萬疋即ち一千貫文を大内政弘から借り入れ、歸朝の日に返濟することを約した（蜷川親元日記寛正六年五月二十七日及び六月二日條）。幕府はこれを以て、銅の外、太刀等をも購入したのである（戊子入明記）

これより幕府は自然大内氏に對して、對明貿易上特殊の便宜を與へることを餘儀なくされた。遣明副使であつて大内船なる三號船の上官を兼ねた南禪寺の桂庵も大内氏の推薦であつた。遣明船は三艘共、大内氏の管内豊前國門司に於て、貨物は同じく博多に於て調達された。使節を始め乗員の糧

米も亦大内氏の供給に仰いだ。加之遣明船渡航の咽喉を扼して居たところの赤馬、門司の兩關は共に大内氏の封内にあつたばかりか、伊豫の河野氏は大内氏と聯盟の間柄であつて、瀬戸内海の海上權は殆ど大内氏の手に歸して居たから、大内氏は全く對明外交の死命を制し得たのである。應仁、文明の内亂で、大内氏は一時此絶好の地位から離れたけれども、其後、將軍の赦免を蒙つてよりは幕府も其勢力を度外視することが出来兼ねたから大内氏は再び對明貿易に於ける優勢な地位を占めることゝなつた。就中文明十四年の如きは、大内

氏に向つて、「於後々、遣唐船之事者、可被付于大内」云々との御内書が交付されて、一層大内氏の對明貿易獨占の機運に導いたが、此保障は時に其履行を阻む各種の事情の發生を免れなかつた爲めに幾多の波瀾を捲起すの機會を與へた。

第三は細川氏の参加である。單なる大名船の一員としての細川氏の登場は、勿論問題でなかつたが、前記の如く、大内氏と對抗の意味に於て、日明貿易に取つての主要の役割を務めたことが、最も重要な意義を有つのである。由來兩氏の關係には頗る複雑なるものがあつた。これを政治上、軍事上から見たならば、應仁、文明の内亂に、兩氏が敵味方に相分れて、各一方の領袖であつたばかりでなく、其後に於ても、將軍義澄と前將軍義種との争に當つて、細川政元が將軍を支持し、大内義興が前將軍を擁護したから、こゝにも亦兩氏は互に相嫉視することゝなつた。それが自然に日

明貿易の上にも波及して、兩者の暗闘が屢繰返されたのである。

更にこれを經濟上から見ると、大内氏の領内に博多や門司のあつた如く、細川氏も和泉に堺があつた。大内氏が、前者の商人を庇護して、貿易上の利益を占めさせるに熱中した如く、細川氏も亦後者の商人を支援せんとする人情味に於て變りのあらう筈がない。而かも一方を利せしめやうとすれば、勢ひ他方を顧みることが出来ぬから、兩者の間には、常に他を排して、利益の獨占を圖らんとするの運動が行はれ、其結果、彌事端を滋からせたのである。

第四は日明兩國の産業上の疲弊である。我國が内亂に依つて、上下の困憊を來たしたのは、今更言ふ迄もないことであつて、明に輸出すべき貨物の如きも、年と共に粗製濫造に流るゝを免れなかつた。明が我貿易に興味を感ぜないやうになつた

のは、一面彼れの經濟界の疲弊の爲めであつたに相違ないが、他面には、我商品の品質粗惡となつた爲めでもあつたらうかと思はれる。寶徳三年の造明船が、享徳三年に歸朝した時、其上官であつた楠葉西忍の談として經覺要抄（同年八月十六日條）に、「唐朝之儀散々之間、商賣之様不可説云々、（硫黄）黃硫は一斤先々五百貳貫□今度は五文云々、太刀者五貫無相違、總而時儀不快之間、伊勢國法樂社之枝船、徒硫黄以下持返云々、仍諸事無正體者也、比興」と見えて居る如く、從來一斤五百貳貫文以上もした硫黄が、僅に二十五貫文に暴落した爲めに、我法樂社の枝船の如きは、折角輸出した積荷を其儘本國へ積戻して居るではないか。而かも五貫文据置といはれる太刀ですら、鹿苑日録（明應八年八月六日條）に見えた東山玖首座の談話に「所獻之太刀、普廣相公之時、唐之價者、初者千疋中者五百疋、後者二貫五百文也、其謂者、所遣之

太刀或有名者也、裝束亦費其工、次第減價以造、故唐之代亦次第減也、今則太刀太惡、而其數太多故五百三百之代、唐辨之、不然則不受焉」とあるのに據ると、初めは一刀千疋即ち十貫文もしたものが、中頃半減して五百疋即ち五貫文となり、後には更に二貫五百文に低落したのである。享徳に「五貫無相違」といへば、其初め十貫文もしたといふのは、應永の頃の事で、永享頃からは、五貫文に下がり、寶徳、享徳頃迄据置であつたと見える然るに其後、應仁二年には、三貫文に下落し、文明八年、同十五年は据置であつたのが、明應二年には、更に一貫八百文に迄低落した。政首座は五百三百ならでは明の方で受取り兼ねたといつて居るが、刀劔は明國政府の專買であつたから、永正八年には、我使節が強硬に主張した爲め、明もこれを容れて、一貫八百文据置としたのである。それも天文十七年には、僅々百文に迄落ち込んで仕

舞つた。然らば我國での原價は何程であつたかといふに、永享、寶徳の頃は、最も精巧なものですら、八百文乃至千文以内で賣買されたから、これを五貫文に賣つたとしても、正に五倍以上の暴利を貪ることが出来たのである。戦亂の時代に、刀劔の必要を加へたにも拘らず、其品質の劣悪であつたのは、もとより時代の一般傾向であつたといへ、外國向丈に一層それが甚だしかつたではなからうか。而して斯る現象は獨り刀劔のみ止まつたことゝは考へられぬ。

第五は著しく造明船の隻數を減じた事である。これに對しても、栢原氏は、細川、大内兩氏の競争から、互に相牽掣した結果と看做されて居る。それも後には一つの原因になつたには相違ないが其最初の現れと見るべき寛正六年の場合、他に有力なる原因のあつたことを閑却してはならぬ。我國の收益本位の外交方針が、次第に露骨になつ

て來た結果、寶徳三年の遣明使は、明に於て頗る禮を失するに至つた。幸ひに明では其罪を問はれず、本國に歸還することが出來たものゝ、事態が重大で、其後の繼續の危まるゝ程であつたから康正二年に、義政は特に使を朝鮮に遣し、謝罪使差遣の意圖を告げて、世祖の斡旋を求めた。天順三年（我長祿三年）に、明は我請求を容るゝの條件として、謹厚老成で、大體を識つた人物を我使節に充て、其通事の如きも亦謹慎で禮を知つたものを以てし、隨員を取締つて、往復の途中で事端を生じ、人民を騒がすやうな事をしてはならぬ、若し違法無禮の事をなし、財物を掠めたり、官府を欺き凌ぐ事があれば、必ず假借せぬ旨を嚴達させて居る（戊子入明記、明史日本傳）。此明の勅書はやがて朝鮮から我幕府に傳へられたから、義政はこれに依つて愈遣明船を出だすに決したのである。

斯様な事情の下に、一旦條約廢棄にもならんごした對明外交が、朝鮮の調停と日本國王たる義政の陳謝とに依つて、漸く繼續を得たのであるから我れとしては、大に従來の態度を改めて、條約履行の誠意を表示せなければならなかつた。私は其直後に渡航した寛正六年の遣明船が、宣徳條約の明文を其儘、船を三艘に限つた當面の理由を此事情に歸したい。應仁、文明の内亂以後ならばいざ知らず、其以前に於て、細川、大内兩氏の間、それ程激烈なる競争の存在を認むべき理由はないから、少くとも寛正六年の遣明船が三艘に限られた理由をそこに見出ださうとするのは不穩當である。加之以上の事實は又明が我外交貿易に對して是迄程の熱心や興味を有たなくなつて來たことをも雄辯に物語つて居る。辛うじて謝罪の爲めに進貢を請うて許された我遣明船は、明の國憂とした我海寇遏絶の爲めに寧ろ歡迎されたところの往時

のそれとは、既に大に其本質を異にして居たのであつて、それ丈、彼我共に其外交貿易の方針が極度に消極的たるを要することゝなつて來たのである。斯様に一度屈從的態度を取るを餘儀なくされたものは、其挽回を期すること容易でなかつた。

而かも斯く迄嚴重に不法の行爲について戒告を受けて居乍ら我使節の、明に於ける行動が、憲章録に、「凌轢館僕、殘殺市人、迹實桀驁」とあるが如く、舊態依然たるものゝあつたのは、畢竟昔に變はる彼れの輕侮壓迫に逢つて、其使命の果たされない爲めに、自暴自棄の舉に出でたものではなかつたらうか。それが又其後の外交貿易に禍根を残して、屈從と反抗との交響樂となつて現はれ、幾齣かの悲喜劇を演ずるに至つたのも已むを得まい。

第六は明の報聘使船の來朝が殆ど絶えたことである。前期に於ては、遣明船の歸朝と共に、殆ど

毎回明船の來朝があつた。然るに此期に於ては、全く其跡を絶つて居る。これは私の既に前節に説いた如く、我れどの外交貿易に對する明側の興味は失はれたことゝ、明それ自身の經濟界の疲弊に依つたらうと思はれるのであつて、確かに此期を特色附けるものゝ一つであらう。

第七は新たなる我對明貿易港としての堺の出現である。前期に於ては、兵庫港の獨占であつたものが、此期に入ると共に、堺がこれに代つて、遣明船發着の要港となつた。加之前期に於ては、遣明船はもとより、進貢品たる貿易品の如きも、概ね博多に於て調達されたものであるが、それさへ堺に於て、若しくは堺商人の手で各地に於て調達されることゝなつた。斯くて大内、細川兩氏顛覆の結果、延いては又博多堺兩港商人の競争をも生むに至つたのである。

第八は航路の變更である。日明貿易の埠頭が兵

庫であつた場合は、當時の中國海路又は中國路と稱した瀬戸内海を通るが、殆ど唯一の航路であつた。それが堺に變更された後とても、普通の状態に於ては、同一の航路に依るを便利とすることに變りはなかつたが、最初の變更の動機が、幕府、細川氏、對大内氏の敵對關係にあつた丈に、大内氏の領海若しくは其勢力圏内を通過する爲め、海上の要撃掠奪の危険を冒さねばならなかつた中國海路を避けて、當時の南海路又は南路と稱した九州の南から土佐沖へ出づる新航路を選ぶことゝなつたのである。

其結果として、南海路に於ては、新たなる中繼港の活氣を呈するに至つたらしい。中國海路と違つて南海路方面での中繼港としては、古來餘り著はれたものが少い。薩南には坊津があり、種子島も亦一要港たるを失はなかつた。土佐では浦戸が古くから聞こえて居る。

港灣の隆盛に伴つて、造船所の發達も見進すことが出來ぬ。兵庫にあつた庫御所の造船所でもあつたことは、建内記(嘉吉元年七月二十五日條)に「庫御所唐舟新造事也」とあるので立證される。それが後には博多、門司に移つたらしい。日明貿易の實權が大内氏に歸した後に於て殊にさうであつた。然るに堺が遣明船の埠頭となつた後、天文六年の遣明船の調達を請負つた同地の商人が、土佐の一條氏に船舶の製造を託したことがある。一條氏は當時中村に居つたから、其造船は恐らく中村から南二里程の下田港に於て行はれたものであつて、下田も亦當時の主なる中繼港の一つであつたらうと思はれる。

中國南海兩航路の何れが我遣明船に取つて望ましいものであつたかは、文明十七年に遣明船が肥前の五島の一なる奈留島の奈留浦に着いた時の事を蔭涼軒日録(十二月十九日條)に、

愚竊話堀川殿曰、歸朝舟先現自南海路歸洛、然者來年
四五月頃可令歸洛、自中國海路推舟、來正月末頃可令
歸洛之由注進僧申之。

と見えて居るのでも知れやう。言ふ迄もなく、こ
れは南海路の開けた後の事であるが、さりとて中
國海路はこれが爲めに全廢された譯では勿論なく
其後に於ても、これを利用したものが寧ろ多かつ
た位である。これ此海路が、古來航海の最も盛ん
に行はれたばかりでなく、海上風波の危険率も比
較的に少く、到る處に寄港地があつて、薪水の供
給に容易である杯、種々の點に於て優つて居たか
らであらう。

第九は前期に於てよりも目立つて商人の勢力の
増大を來たしたことである。對明外交は既に説い
た如く、進貢に名を借りた貿易であつて、國內的
にこそ大名船といひ、寺社船といつたものも、明
から見れば、皆日本國王の進貢船に外なかつたが

事實は大抵商人の手に依つて、其船舶はもとよ
り、進貢品たる商品をも調達され、將軍も大名も
乃至寺社も、均しく其貿易の利益の上は前をはね
るに過ぎなかつた點に於て大體一致して居た。曆
應の天龍寺船は、單なる私貿易船に止まつて、國
内に於てこそ將軍の特別保護を受けたれ、將軍自
身の名に於て出したものではもとよりなかつたか
ら、其點大に應永以來の遣明船と異つて居たとい
へ、船舶や貨物を商人の出資に仰ぎ乍ら、歸朝
後、其收益の何程かを提供させる組織に於ては、
兩者の間に共通の點がないとはいへぬ。一般から
此遣明船が、依然として天龍寺船と呼ばれて居た
のも此意味からであらう。

さり乍ら外交の假面を被つて貿易を行つたのを
獨り日本の場合とのみ思へば、事實を失して居る
時は永享六年、明使の入京した頃の事であつた。
其旅館を何れに定むべきか、幕府の問題となつた

が、滿濟准后日記(同年五月十二日條)に次の如くに記されて居る。

次唐人宿事、仁和寺法住寺御治定云々、此在所若唐人意ニ不相叶儀モヤト存候、唐人モ定賣買ヲ本ト可仕歟然者毎日可出京仕、内野ヲ遙々可罷通條、第一路次怖畏モ可在之歟、万一唐人一人モ不慮儀ニ可罷逢條、日本瑕瑾不可過之哉。

本文中「唐人モ定賣買ヲ本ト可仕歟」とは、外交の使命を帯びて京都に滞在中の明人も貿易を主とするであらうとの意味に外ならぬ。幕議は彼等が貿易を行ふ爲めに、毎日御室から京都へ往復する間に於て、萬一危害を蒙ることもあつては、我國の體面にも關すると見て、彼等を安全地に移さうとしたのである。其「唐人モ」云々といつて居るのは、此點、我遣明使の場合と共通のものがあつたからであらう。

併し乍ら前期に於ては、商人の出資は其全部で

はなく、従つて又それ程表面に現はれもしなかつたが、後期に入つてからは、それが頗る優勢となり、露骨となつて、種々の新らしい現實暴露を見せつけられることゝなつた。文明六年には幕府は島津忠昌に向つて、堺の商人に渡明の爲め、琉球派遣を命じたから、便宜を與へるやうにと命じて居る。實際堺の商人の中には、遣明船を一手で請負うた豪のものさへあつた。

加之事實に於ても、遣明船の乗客の多數を占めて居たものは、此商人であつた。當時遣明船に便乗して明に渡航し、貿易を行はうとするものは、一定の船賃と其貨物についての運賃とを支拂ふを要したのであるが、其貨物が、若し一定の數額を超過した場合には、特に荷主の船賃を免せられた上に、更に幾人かの無賃乗船を免さるゝの慣例であつた。これ畢竟貨物の調達についての一獎勵法として案出されたのであつて、前節にも指摘した

通り、貨物蒐集の困難であつた此期に於ては、當事者間に於て最も其必要の痛感されたことであらう。

四 結 語

これを要するに、日明間の貿易は、外交の假面を被つて居た丈に、初めから種々の變態が行はれ我使節の如きも、其使命を果たさんが爲めに、愁訴強請あらゆる手段を講じて、只管收益の多からんことを望んだ。大内、細川兩氏の競争の最高頂に達した大永三年の如きは、明に於ける我使節の間に忌まはしき鬭争を生じて、或は殺され、或は投獄者を出だす杯失態の限を盡くしたことがあるこれと共に、商人の請負經營に關する事情も、此頃となつて、益露骨となつて來た。而かも此遣明船の自然消滅後に於て、我私貿易家の一層盛んに活躍し出したのは事實である。彼等は明にあつて普通倭寇と呼ばれて居るものではあるが、其中に

は、又個人若しくは數人聯合の我貿易家の經營に成るものゝ多かつたことを認めなければならぬ。時局が推移して豊臣時代に至ると、所謂下剋上の風が徹底的に高調されて、商人の如きも最早將軍や大名、寺社等の名に於て行はるゝ貿易の下積となつて居ることを甘んじやうとはせなかつた。從來實際の經營に當つて居り乍ら、背後に隠れて居た彼等も、こゝに始めて其假面を脱いで表面に現はれ、大名等と同じく各自の名に於てそれ〴〵特許を受けて、支那南洋方面に迄も乗出し乍ら貿易を行ふことが出來たのである。而かも彼等が其潛勢力を蓄積して斯る機運を生み出したのは、實に此期であつた。私は此期が前期と區別すべき種々の理由を有つて居たばかりでなく、同時に豊臣時代に移るの過渡期でもあつた意味に於て、正に一時期を畫するを妥當と信ずるものである。